

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び予定数量
灯油 J I S 1 号 24,000 リットル
- (2) 調達物品の仕様
別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒680 - 0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当
電話 0857-26-2271（内線2762）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
令和8年5月25日（月）から同年6月1日（月）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。
- (3) 郵便等による入札
不可とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和8年6月8日（月）午前10時
イ 場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 会議室1（本館7階）

5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付
本件入札に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール又は郵便

等により4の(1)の場所に令和8年5月27日(水)午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールによる場合は、件名に「灯油JIS1号に関する質問」と明記することとし、郵便等による場合は4(1)の場所に提出すること。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年5月29日(金)に鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出書類」という。)を作成の上、4の(1)の場所に令和8年6月1日(月)午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 製品試験成績書(代表性状表)

(3) 提出された事前提出書類は返却しない。なお、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(4) 提出期限以降における事前提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。

7 資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年6月3日(水)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年6月4日(木)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和8年6月5日(金)までに書面により回答する。

8 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 入札書(様式第4号)は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 入札書に記載する金額は、1の(1)に掲げる物品に係る1リットル当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「入札単価」という。)とする。この金額に1円未満の端数が伴う場合は、当該端数を切り捨てた金額で入札したものとする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する単価を入札書に記入すること。

また、契約に当たっては、入札単価をもって契約単価とし、代金の請求に当たっては、契約単価に納入数量を乗じて得た額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)により請求するものとする。

(4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(5) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて計3回とする。)

(6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(7) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しな

なければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(10) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

(11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の(1)の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(12) 委任状及び入札書の宛名は、「鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹」とする。

(13) 落札となるべき価格と同価格の入札者が複数あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札単価と1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のした入札

(3) 委任状のない代理人の入札

(4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札

(5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札

(7) 記名押印のない入札書による入札

(8) 金額数字の不鮮明な入札

(9) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 手続における交渉の有無

無

14 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）9の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を4の（1）の場所に提出すること。

（6）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札後直ちに電子契約に関する同意書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。